

「マルチ商法」は簡単にもうかるものではありません

…市内の学校仲間で勧誘行為活発化… <H18(2006).10>

【相談】

大学のクラブ活動の先輩から「アルバイトしないか」と誘われた。自分は喫茶店でアルバイトをしているので、これ以上のアルバイトはできないと断った。すると、「絶対にもうかる話なんだから話を聞くだけでもよいから説明会に来るように」と言われ、強くは断り切れずに仕方なく会場に出向いた。

会場では「入会すれば面白いほどもうかる」と口々にいう人達に囲まれ、「ひょっとしたらもうかるのかもしれない」と思うようになった。どのようにしたらもうかるのかは先輩の先輩という人が「会員になるには40万円の浄水器を買ってもらう。今、お金は無いと思うのでクレジットの利用を勧めるが、マージンが入ってくるのでクレジットは簡単に返済できる。やがてそのもうけで健康食品や調理器具なども扱えばもっともうけが大きくなる」と説明してくれた。

半信半疑ではあったが、会員になる契約をし、浄水器購入のためのクレジット契約も済ませた。会員になった後はミーティングと称する集まりが頻繁にあり喫茶店のアルバイトにも行けなくなった。「売り上げはあったか」と先輩会員から厳しく言われるが、3か月近くなるのに浄水器を買ってくれる人はみつからず、クレジットの返済もできずに困っている。

販売組織から離れたいと先輩に相談すると、浄水器よりは販売しやすいからと健康食品や調理器具の購入を勧められた。販売組織を離れたい。

【助言】

先輩が勧めたのはアルバイトではなく連鎖販売取引（マルチ商法）への参加でした。連鎖販売取引は特定商取引に関する法律（以下、「特商法」）で規制されており、契約日または商品等の到着日のどちらか遅い日から起算して20日以内であれば、無条件で契約解除できるクーリング・オフ制度があります。

また、20日を経過した場合でも入会1年以内の会員には 商品の引渡し後90日以内 未使用の商品 商品は販売していない、などの要件を満たしている時のみ解約料を払えば中途でも解約が可能な中途解約制度も定められています。

解約を希望しているのであれば先輩が勧める健康食品や調理器具をこれ以上購入してはいけません。浄水器は未使用で、浄水器を受け取ってから80日目ということですから、今なら書面で解約を申し出れば浄水器の販売価格40万円の10%以内の解約料を払うことで中途解約ができます。

なお、絶対にもうかるというような断定的な言い回しで勧誘することは禁止行為にもあたります。場合によっては契約の取り消しも可能でしょう。

【解説】

連鎖販売取引（マルチ商法）は学校の先輩とか職場の上司などから誘われますから断りづらく、話を聞くだけと思って説明会場に出向く人が多いようです。そして誰もが簡単に収入が得られるように勧誘されますから、説明会場などではやってみようかなという気になってしまう人が多いようです。

最近ではネット・ビジネス、コミュニケーション・ビジネス、MLM（マルチ・レベル・マーケティング）など色々な呼称を使い、従来の連鎖販売とは異なることを強調する業者がいますが、どのような呼び方をしていても連鎖販売取引であることには違いありません。

連鎖販売取引は「特商法」で販売方法、広告規制、解約に関する規定などが設けられており、禁止事項に違反した場合は罰則規定もありますが、（注）ネズミ講のように取引そのものが法律で禁止されているわけではありません。

しかし、その取引内容はネズミ講に、きわめて近いものもあり、実際に他の人を勧誘しようとしても加入してくれる人は簡単には見つかりません。加入してくれる人が何人かいたとしてもその人数が無限に増えるわけではありませんから、やがて取引そのものが破たんしてしまい契約時に購入した商品などの支払いのみが残ったということが多く問題の多い取引と言えます。

もうかると組織への参加を勧誘されても、セールストークをうのみにせずにもうかる仕組みなどを慎重に検討しましょう。

（注）ネズミ講とは加入者の金銭や有価証券を連鎖式に取得するものでマルチ商法のように商品の販売等は目的にしている。

[守口市消費生活センター](#)